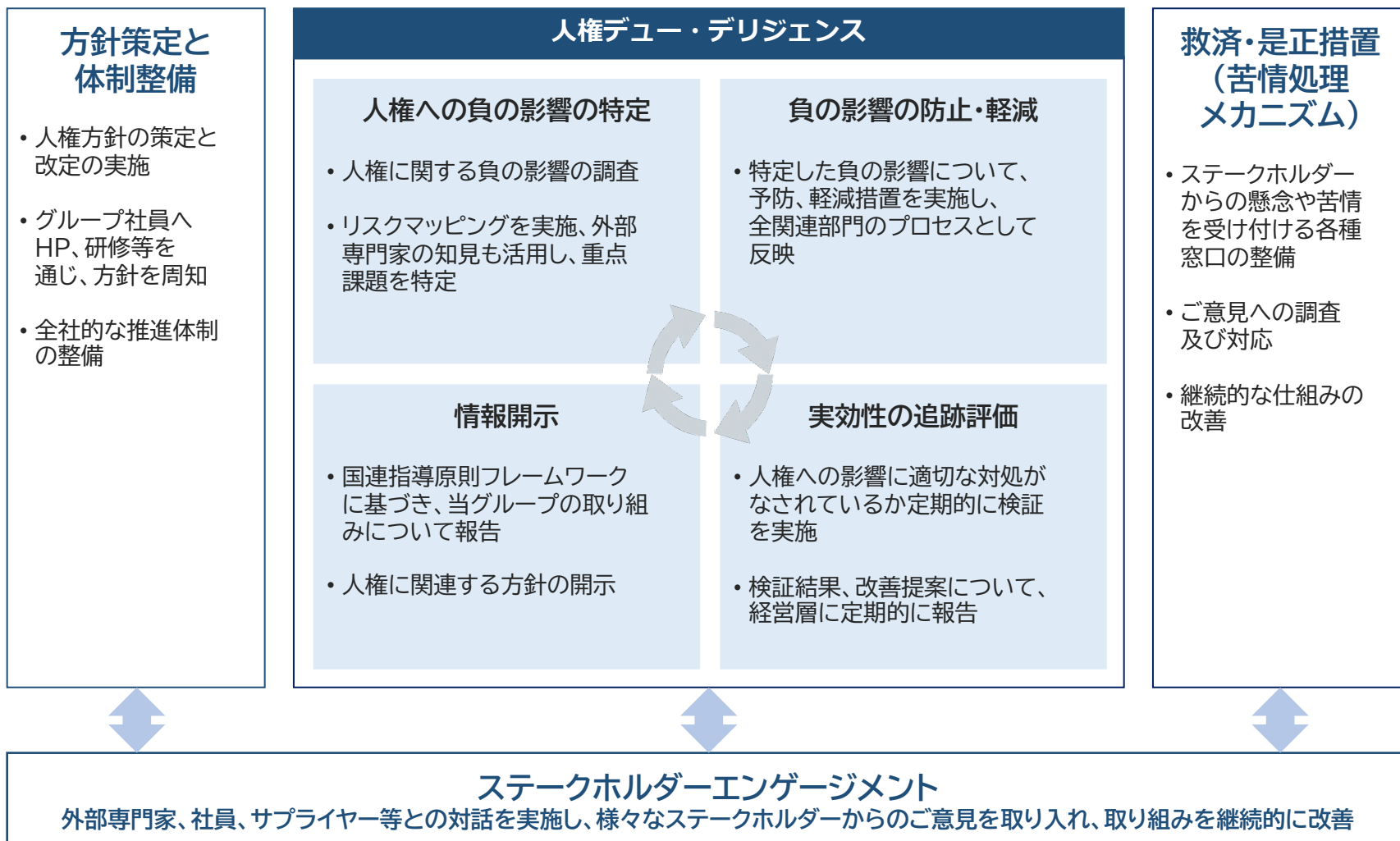
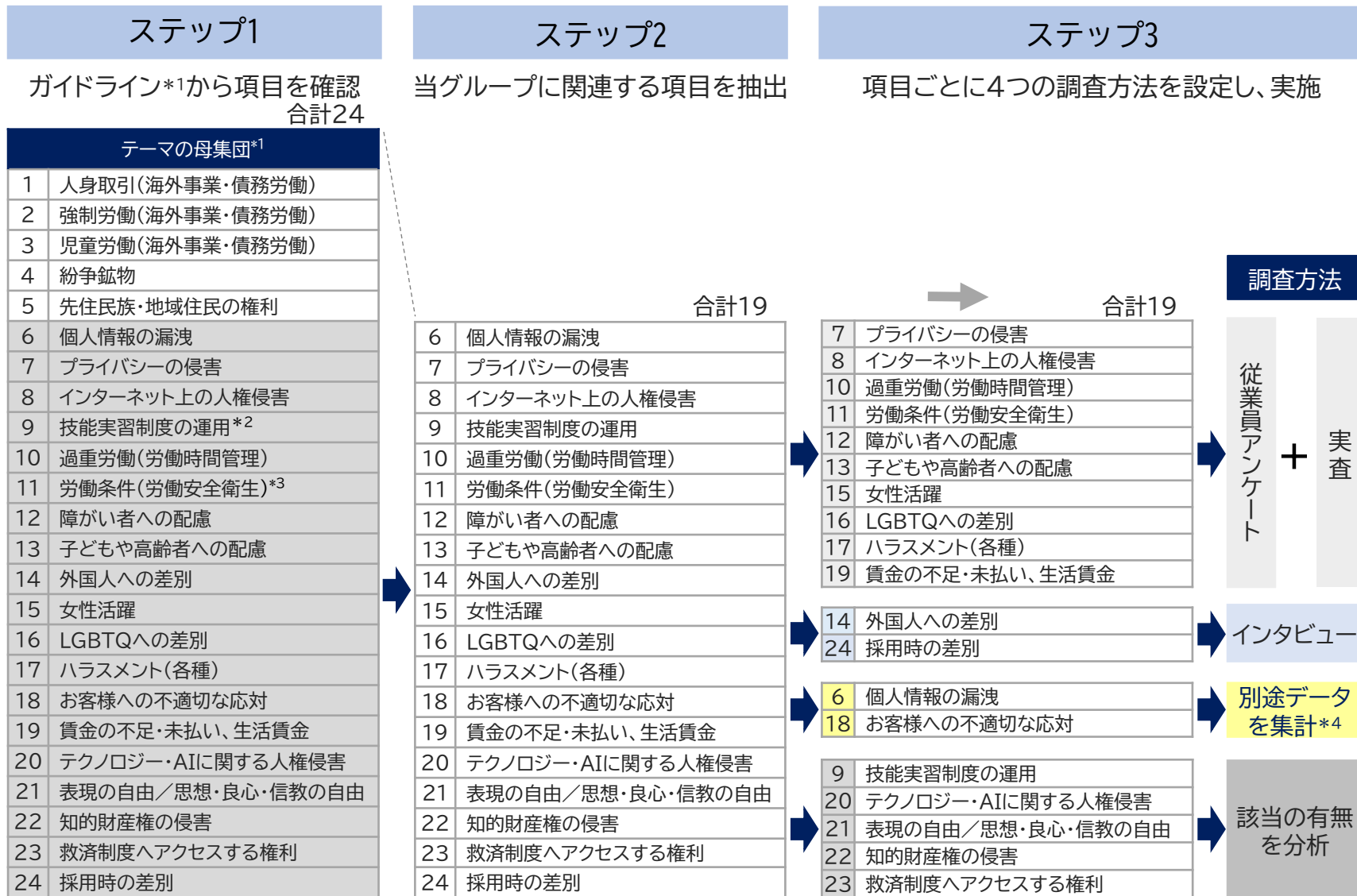


# 1. 人権に関するマネジメントシステム

人権尊重の責任を果たすため、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り、マネジメントシステムを構築しています。「人権方針」に沿って、人権デュー・デリジェンスと救済措置を整備しています。



## 2. 人権リスク評価の調査方法（リスク評価項目）



\*1 国連資料、法務省資料、国内他社のリスク開示情報・統合報告書・サステナビリティ報告書等を参考に網羅的に調査を実施し、項目を選定した

\*2 移民労働者を含めて評価した

\*3 労働三権(団結権、団体交渉権、団体行動権)を含めて評価した

\*4 個人情報の漏洩、お客様への不適切な対応については別にインシデント管理を行う体制を構築している

### 3. 人権影響評価で考慮したライツホルダー

事業活動における人権への負の影響について、「引き起こす」「助長する」「関係する」の観点から分析を行った結果、社員および取引先の顧客に対し、複数の形態で影響が及ぶ可能性を特定しました。

影響を受ける可能性のあるライツホルダー	当グループによる影響の種類			負の影響の形態
	引き起こす	助長する	関連する	
社員 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正社員</li> <li>・ 契約社員</li> <li>・ 派遣社員</li> <li>・ 女性社員</li> </ul>	●			当グループにおいて、当グループの社員に、直接及ぼす負の影響
		●	●	取引先の社員や顧客等、外部の方が、当グループの社員に及ぼす負の影響
サプライヤー <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託先</li> <li>・ 調達先</li> </ul>		●		当グループの社員が、業務委託や資材等の調達を通じ、上流の委託先や調達先の社員に及ぼす負の影響
取引先の顧客 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者</li> </ul>	●	●		当グループの社員が、コールセンターのサービスの提供等を通じ、取引先の顧客(消費者)に及ぼす負の影響
サプライヤーの事業に関連する周辺住民			●	当グループによる業務委託や資材の調達を通じ、調達先、委託先であるサプライヤーが、その周辺住民に及ぼす負の影響

## 4. 人権に関するリスクマップ（イメージ）

リスク評価をもとに、当グループの事業における主要な人権リスクを、下記のリスクマップ(イメージ)としてまとめ、2024年度の取締役会において議決しました。  
本マップは、定期的に点検し、見直しを行っていきます。

